おおいた医療ネットワーク運営協議会情報セキュリティポリシー基本方針

１．目的

　　　おおいた医療ネットワーク運営協議会（以下「運営協議会」と呼びます。）が取り扱う情報資産を保護するため、情報資産の外部への漏洩や改ざん破壊など様々な脅威に対応する手立てとして、運営協議会が実施するセキュリティ対策の方針を定めることを目的とします。

２．適用の範囲

　　　運営協議会が取り扱う情報資産に接する全ての者に適用します。

３．構成

　　運営協議会の情報セキュリティポリシーは、本基本方針及び運用管理規定、運用マニュアルによって構成されています。

４．情報セキュリティ対策

　１）情報資産の管理

　　　本協議会が保有及び管理する情報資産について情報の管理責任者及び管理方法を明確にします。

　２）物理的セキュリティ対策

　　　情報システム設置施設やネットワーク等通信回線及び各施設で使用する端末について施設への入退室管理やネットワークの監視、端末へのアクセス管理など物理的な対策を実施します。

　３）人的セキュリティ対策

　　　情報セキュリティに関して、本システムの運用にかかわる者に対し、個人情報保護や安全管理など遵守すべきものを定めるとともに、十分な教育や啓発を行う等人的な対策を実施します。

　４）災害・事故対策

　　　緊急時及び災害時における連絡、復旧体制等を定め危機管理対策を講じます。

　５）委託

　　　外部委託する場合について、契約書において情報セキュリティ要件を明記し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認するとともに、必要に応じて契約に基づき措置を行います。

５．運用管理規定等の策定

　　前項４．で規定する対策等を実施するため、遵守事項や判断基準、具体的な手順を定めた「運用管理規定」及び「運用管理マニュアル」等を策定します。

６．情報セキュリティポリシーの見直し

　　情報セキュリティに関しシステムの機能や運用状況等の変化により新たな対策が必要となった場合には、情報セキュリティポリシーを見直します。

附則

この基本方針は、令和３年６月１日から施行する。